

1-3 民主政治のしくみ <標準編>

憲法を補う ルール

市民革命を起こした人々は、「法の支配」を行うため
まず最初に、主権者が制定する法として**憲法**を制定し
た。憲法は、①人民が有する基本的人権を列举し、②
その基本的人権を保障する責任を負う政府をどのように構成するか（統治
機構）について定めた法であり【①】、近代国家における最高位の法（最も
重要な法）である。しかし他方で憲法は一般的・概括的な規定が多くなる
ため、憲法だけでは複雑な現代国家を運営していくことはできない。

そこで、憲法の規定をさらに具体化した**法律**を制定する必要がある。ま
た地方自治体を運営していくため、それぞれの自治体は必要に応じて**条例**
を定めていく。現実には、法律や条例でもまだ抽象的なルールにとどまる
ことが多い。そこで法律をさらに具体化するため、たとえば日本国憲法は
内閣に**命令（政令）**を制定する権限を与えている。【②】

政党と 政党政治

政党は、政治や政策について同じ考えをもち政権を
獲得することによってそれを実現しようとする人々
の集まりである。そして間接民主制において、選挙で
多数の議員を当選させた政党に政治の主導権を与える手法を**政党政治**とい
う。

間接民主制においては、代表者（国会議員）は、国民全体を代表するの
か、それとも選挙区や特定の業界に属する有権者の意見を代表するの
か、しばしば問題になる。日本国憲法は前者の立場に立っているが（43条）、

①近代的な意味で「憲法」という場合は、この2つの条件を満たさなければならない。したがって、例えば聖徳太子が定めた「十七
条憲法」は大和朝廷の施政方針を記したものである
ので、近代的な意味での憲法ではない。

②内閣が制定する命令を**政令**、省庁が制定する命令を**省令**という。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、
p 113

■法の分類

分類	説明	例
公法	政府と人民との関係を規律する法	憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法など
私法	人民相互間の関係を規律する法	民法、商法、労働基準法など

分類	説明	例
実体法	権利や義務の内容について定める法	憲法、刑法、民法、商法など
手続法	実体法を執行する方法について定める法	刑事訴訟法、民事訴訟法など

実際の政治家の活動は自分の選挙区や支援者の利益を中心に考えられることも珍しくない。現在の選挙制度が地域単位で代表を選ぶ限り、そのような傾向を根絶することは困難である。このように代表者が何を代表すべきかという問題は複雑であり、投票する側にとっても何を基準に判断すべきかは、そう単純ではない。

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

政党は、こうした複雑な代表をめぐる問題を整理して、「何をどう代表するか」を国民に示す存在である。政党は国民各層の意向をくみあげ、政権の獲得を通して政策に反映させる装置として、民主政治になくてはならない組織である。このような政党が複数存在し、互いに競争することによって、民主政治はよりよい選択の余地を国民に提供することができる。

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

少数派を守るしくみ

民主政治では、意見の対立がある場合には原則として多数決によって決定がおこなわれる。しかし多数者の意思であっても、その決定が基本的人権を侵害するものであれば、それは「法の支配」に違反するから、その決定を押し通すことは許されない。他方で、特定の立場にある人々の意思を結集した利益集団【②】などの活発な運動によって、選挙で示された国民多数の意思が修正されることも珍しくない。

コメント [Tt4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

多数決を絶対化しないためには、「今日の少数派が明日の多数派」になれる可能性が保障されているような工夫をすることが大切である。たとえば人種・宗教・言語などを根拠にした深刻な対立がある場合には、多数派と少数派が入れ替わる可能性は少なく（固定化する恐れがあり）、したがって多数派の一方的支配が深刻な内紛を生むことにもなりかねない。そうした場合には、少数派に一定の自治権を与える連邦制【③】の導入や一定範囲で少数派に拒否権を与えるといった工夫が必要である。

②たとえば経営者の団体（経団連・日経連など）、医師や弁護士の団体（日本医師会、日本弁護士連合会）、労働組合（連合・全労連など）などがある。

コメント [Tt5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 112～113

また、少数派を守るためには、司法の役割も重要である。議会は選挙によって議員が選ばれるため、一般的に少数派の意見が議会には届きにくい性質がある。また議会や行政府は、社会全体に向かって法律を制定したり、一律に法律を実行することには長じているが、個別の事件を解決する仕事にはあまり向いていない。議会や行政府が制定した法律や命令に不備があるために少数派の利益が損なわれるような場合は、裁判所が違憲法令審査権を活用して、法令の不備を指摘しなければならない。

③複数の国家によって構成される国家をいう。スイスやアメリカ合衆国などの例がある。スイスは23の州から成り、各州がそれぞれ独自の憲法をもち、立法・司法・行政機関をもつなど、州の自治権は大きい。合衆国の州は憲法はもたないが、それぞれ法律の制定など幅広い権限をもっている。

コメント [Tt6]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113